

論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 学 術 ）	氏名	NASSRINE AZIMI
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p>Cultural Understanding and Heritage Protection in War and Occupation: A Study of the United States' Occupation of Japan (1945-1952) – with a Comparative Reflection on the Occupations of Afghanistan (2001-) and Iraq (2003-)</p> <p>戦時および占領期の文化理解と文化財保護政策：アメリカの日本占領期についての研究、アフガニスタン及びイラクの占領と比較して</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教 授 布 川 弘</p> <p>審査委員 教 授 要 田 圭 治</p> <p>審査委員 教 授 桑 島 秀 樹</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>本研究は、アメリカが第二次世界大戦の戦時・戦後に展開した日本の文化財保護政策を中心に分析し、それとアフガニスタン及びイラクにおけるアメリカ占領下の施策とを比較して、占領と文化理解・文化遺産政策との関係を解明しようとしている。</p> <p>第1章では、申請者が国際連合のスタッフとしてアフガニスタン・イラクの占領を間近で見てきた体験を踏まえ、占領における文化財保護政策の重要性に気づき、史上稀に見る人的・物的資源を動員して行われたアメリカの日本に対する占領における文化財保護政策を研究するに至った経緯が述べられ、研究の手順、扱った史資料の性格、主に参考にした研究論文の成果について触れている。</p> <p>第2章では、占領期の文化財保護政策を受容する日本の歴史的な基盤を分析しており、近世における西欧文化との接触や国内における文化的な土壌の豊かさに触れ、明治維新後、西欧化の波の中で、岩倉使節団が欧米における広範囲な文化政策に言及し、お雇い外国人のモースやフェノロサ、そしてその直接の影響を受けた岡倉天心に注目して、ボストン美術館の東洋部門に結集する文化的な絆の重要性を指摘している。</p> <p>第3章では、日本占領の文化財保護策を担当した GHQ の the Arts and Monument Division (A & M) の基礎になった機関が、1943 年にフランクリン・ルーズベルト大統領の許可を得て結成されたロバーツ委員会 (Roberts Commission) であったことを明らかにしており、さらに、それは 1940 年のパリ陥落後に成立した the American Defense-Harvard Group と、それよりさらに古い歴史をもつ the American Council of Learned Society という二つの組織が源流となっていることを明らかにした。これは申請者が発見した事実である。</p> <p>第4章では、占領期の具体的な文化財保護政策を分析し、敗戦後わずか5年という短期間で、世界で最も進んだ文化財保護法を制定し得た理由について考察している。その際、ロバーツ委員会以来のアメリカの文化財保護にかけた人的・物的資源、ジョージ・スタウトら優れた美術専門家の A & M における活躍と、日本人専門家との協力関係の存在に注目している。</p> <p>第5章では、文化財保護という観点から、敗戦後の日本の占領政策と、2001 年のアフガン戦争後及び 2003 年のイラク戦争後のそれとを比較して、両者の特徴を浮き彫りにしようとしている。本論文では、アフガニスタン及びイラクの占領政策において、日本で見られたような</p>			

文化財保護を目的とした事前準備、人的・物的資源の大規模な動員、美術専門家の交流などは全くと言っていいほど見られず、そもそも占領を進める上で、文化という観点に欠けていたことを明らかにしている。

第6章では、全体を総括し、従来必ずしも重視されてこなかった占領政策における文化財保護の問題はその成否の鍵を握るような極めて重要な位置をしめており、日本の占領政策がその典型的な事例であること強調している。

最後に付録として、詳細かつ豊富な文献リストが付されている。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（学術）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。

備考 要旨は、1,500字以内とする。